

# 法人会ニュース

## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「花いっぱい運動」のご案内（第3・第4支部）
- ◆「消費税インボイス制度説明会」のご案内
- ◆「パソコン講座（エクセル関数A・B）」のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容	
9	2	金	税制委員会	15:00～16:00 於:事務局会議室
9	7	水	キックオフ事前会議	11:00～12:00 於:福岡ガーデンパレス
9	12	月	決算事務説明会	14:00～16:30 於:福岡ガーデンパレス
9	13	火	役員ゴルフ交流会	9:00～16:00 於:古賀ゴルフクラブ
9	21	水	花いっぱい運動（第3・第4支部）	14:00～15:30 於:大正通り37花壇
9	26	月	キックオフ会議・福利厚生制度推進連絡協議会	15:00～16:30 於:福岡ガーデンパレス

## ●支部の行事

月	日	曜	内容	
9	2	金	租税教室（第13支部）	10:30～11:15 於:柏原小学校
9	9	金	租税教室（第12支部）	13:50～15:25 於:長丘小学校

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
9	14	水	ホームページ導入検討会	10:00～11:00 於:事務局会議室
9	14	水	役員会	11:00～12:00 於:事務局会議室

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
9	2	金	役員会	11:00～12:00 於:事務局会議室

## (I) 税務カレンダー

9月12日 ●源泉所得税の納付

9月30日 ●7月決算法人の確定申告

●1月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないと損する税情報

### 貸倒損失の処理

税 理 士 堤 一 博

貸倒れ処理については、税務相談が多い項目の一つで、実務でも課税当局と見解を異にするケースが往々にしてあります。というのも、法人税計算上、損金計上額が比較的大きくなりがちで、消費税の計算でも控除することができるので、課税当局の関心を引きやすく、何よりも法人の有する金銭債権の回収不能であることの事実の立証や計上時期が論点となります。

裁判例では、立証責任を、「貸倒損失の内容を熟知し、これに関する証拠も保持している納税者において、貸倒損失となる積極的事実について具体的に特定して主張することが相当」（平成19年11月8日名古屋地裁判決）と、の納税者側にあるべきとする判断が示されています。

また、「債権者が債権回収のため真摯な努力を払ったにもかかわらず客観的に見て回収の見込みがないことが確実となったことを要し、単なる債務者の所在不明、事業閉鎖、刑の執行等の外形的な事実のみでは、これを直ちに貸倒れと認めることはできない」（昭和49年9月24日東京地裁判決）と、債権者の回収努力の蓄積を要求してもいます。

その金銭債権が回収不能である旨の主張を支える積極的な証拠を事前に数多く集積・検討・保存しておく必要があります。

さて、「中小企業の会計に関する指針（令和3年8月3日改正）」の「17. 貸倒損失」では、「受取手形や売掛金等の債権が法的に消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合は、その金額を貸倒損失として計上しなければならない。」としています。

ここでは、(1)「法的に消滅した場合」とは、会社更生法による更生計画又は民事再生法による再生計画の認可が決定されたことにより債権の一部が切り捨てられることとなった場合等が該当し、(2)「回収不能な債権がある場合」とは、債務者の財政状態及び支払能力から見て債権の全額が回収できないことが明らかである場合をいいます。

一方、法人税法では、本法に「貸倒損失」の規定はなく、法人税基本通達でその取扱いを定める形式を採っています。というのも、法人が有する金銭債権が貸倒れとなったかどうかの事実認定は、かなり難しいためです。法人税基本通達として課税当局の一般的な判断基準として、税務上の貸倒損失の計上が認められるための事実とその対象となる金額および損金算入時期を3つの類型に分けて定めています（法人税基本通達9-6-1～9-6-3）。

逆に言うと、「貸倒損失」は、税務上、この3つの類型のいずれに該当するかを検討することになります。

下図は、その3類型を一覧的に示しています。

I	法律上の貸倒れ（法基通9-6-1）			
対象	金銭債権			
要件	(1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定（会社更生法等）	(2) 特別清算に係る協定の認可の決定（会社法）	(3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定	(4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合
損金算入額	切り捨てられることとなった部分の金額			書面で明らかにした債務免除額
損金算入時期	事実の発生した事業年度			債務者に書面が到達した事業年度
損金経理の要否	不要			

II		事実上の貸倒れ（法基通9-6-2）	
対象	金銭債権		
要件	債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合		
損金算入額	債権金額全額		
損金算入時期	全額が回収できないことが明らかになった事業年度		
損金経理の要否	必要		
III		形式上の貸倒れ（法基通9-6-3）	
対象	売掛債権のみ		
要件	(1) 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合	(2) 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合	
損金算入額	売掛債権の額から備忘価額を控除した残額		
損金算入時期	取引の停止後1年以上経過した日以降の事業年度	弁済がない日以後の事業年度	
損金経理の要否	必要		

以下、3つの類型の「**税務上の貸倒損失**」を簡単に説明しますが、文中では、「法律上の貸倒れ（法基通9-6-1）」を「I」、「事実上の貸倒れ（法基通9-6-2）」を「II」、「形式上の貸倒れ（法基通9-6-3）」を「III」と記述させていただきます。

さて、I及びIIでは、「金銭債権」が対象で、売掛債権のほかに、貸付金やこれに準ずる債権などが含まれていますが、IIIでは「売掛債権のみ」が対象となっている点に注意が必要です。

また、Iでは金銭債権の全部又は一部が法的に消滅するので、その金銭債権の切り捨てられた額、または、書面で明らかにされた債務免除額を「損金の額に算入する」としています。

つまり、会計上、貸倒損失として経理した場合はもちろん、会社の決算において「損金経理」していない場合でも、法人税の申告書上で「申告減算」（別表4において税務上の貸倒損失の計上）することで損金処理できます。

これに対して、IIとIIIでは、貸倒損失として経理処理（「損金経理」）を必要としています。つまり、「申告減算」（別表4において税務上の貸倒損失の計上）することはできません。

なお、I(4)の「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合」とは、債務者の財産を時価ベース評価して判断し、その債務超過の期間が概ね3～5年程度継続しているとの見方が一般的です。「書面で明らかにした債務免除額」については、ご承知の方も多いと思いますが、債務免除（債権放棄）をした証拠を残す意味から、内容証明郵便の形式をとることが一般的です。これは、「債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示したときは、その債権は、消滅」（民法第519条）し、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」（民法第97条第1項）からです。

IIについては、I(4)の場合のように相当期間を経過することを要件としていなので、債務者の返済能力がないと客観的に判断できた時点、例えば、突発的な債務者の破産や死亡等により債権回収の見込みがなくなったというような場合に適用可能です。ただし、実務上、IIのケースでは、「客観的に判断できるか」という点で、課税当局の判断と往々にして食い違いが生じることがあります。I(1)～(3)またはIIIでは、根拠となる事実関係を客観的に立証する資料は比較的収集しやすいのに対し、IIでは、債務者の返済能力からみて債権の**全額**が回収不能であると明らかであることが必要となります。前述の裁判例のように、「債権者が債権回収のため真摯な努力を払ったにもかかわらず客観的に見て回収の見込みがないことが確実となったこと」を明示できなければなりません。実際、(1)担保物があったり、連帯保証人がいて、債権の一部の回収が見込まれるが、その金額を算定することが困難であるため、対象となる金銭債権の金額を確定できない、(2)債務者の協力が得られず、その資産内容を把握できず、債権の「全額」が回収不能であるとは判断することができない、(3)損金計上する事業年度の妥当性を立証することがなかなか難しい、等々ハードルは高いといえます。

IIIでは、継続な商取引に係る売掛債権を対象としているので、土地取引のような単発的な取引には適用されないことにも注意する必要があります。

ところで、貸倒損失のI(4)の「書面で明らかにした債務免除」（債権放棄）については、もう1つ注意が必要です。手続的には、相手方に債務免除（債権放棄）の金額を記載した書面（上述のように、内容証明郵便がよく使われます。）を交付することで、法律的に債権が消滅します。しかしながら、この手続に加え、上述の内容の資料収集・保存が必要です。さらに、I(1)～(3)、II、IIIとは異なり、債権者単独の一方的な意思表示である債務免除（債権放棄）を行うので、仮に、税務調査で否認され

る場合には、「貸倒損失」＝「寄附金」と認定されて「寄附金課税」（寄附金の損金算入限度額を超える金額が否認されます。）の対象となります。

というのも、債権免除（債権放棄）が、「当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる（民法第549条）」贈与に該当するためです。

これに対し、IIは、法的には債務免除（債権放棄）がなされていないので、法的には債権は消滅していないことから、税務的には、損失計上の要件を具備していないことや時期尚早などの理由で、税務調査で否認される場合には、「貸倒損失の額を当該債務者についての個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れに係る損金算入額として取り扱うことができる（法人税基本通達11-2-2）」とされており、調査後に提出する修正申告に別表11(1)「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」を添付することで、その貸倒損失のうちのいくらかは貸倒引当金として損金算入ができます。

ここで、子会社に対する債権の貸倒損失の処理に少し触れておきます。

子会社に対する債権の場合には、I-(1)～(3)以外は、税務的には、寄附金または債権の評価減と判断される場合が多いようです。IIやIIIのように、法的に請求権が残っている債権については、親子の資本関係等があるので回収不能との主張には無理が伴いがちで、債権の評価損を計上したものと判断されます。次に、I-(4)の債務免除（債権放棄）は、**法基通9-4-1「子会社等を整理する場合の損失負担等」**で、「その子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために…債権放棄等をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、…寄附金の額に該当しないものとする。」として、回収不能ということだけではなく、相当の理由が必要となります。この理由を欠く場合には、寄附金課税のリスクが高くなりますので、くれぐれも慎重に検討する必要があります。

貸倒損失を計上するには、まずは、法人税法上の3つの類型の要件を吟味し、計上する事業年度を適切に見極めておくことが重要です。また、同時に、回収に真摯な努力を尽くしたことを書面等証明するために相手方との電話やメールを含め回収行為の記録など疎明資料をしっかりと作成・保存しておくことも必須です。

債務者の返済能力がないことを示すためには、財務諸表、不動産登記簿、法人登記、さらには信用調査会社の調査資料を可能な限り収集しておくことも、必要ですので、個別債権の日常的な管理の質が問われます。顧問の税理士としっかり検討してください。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2022	9	12(月)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会 (チラシは8月号に封入済み)	福岡ガーデンパレス
		28(金)	15:00～16:30	本部	消費税インボイス制度説明会 (チラシは今月号に同封)	福岡ガーデンパレス
	10	7(月)		女性部	女性部会合同税務研修会	ホテルモントレ・スール福岡
		14(月)	15:00～17:00	本部	税を考える週間行事 (チラシは10月号に同封予定)	ホテルニューオータニ博多
	11	15(火)	14:00～15:30	五人法会	五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
		16(水)	10:30～16:30	本部	中級パソコン講座(エクセル関数A) (チラシは今月号に同封)	サンセルコビル
		19(土)	〃	〃	〃	〃
		24(水)	10:30～16:30	本部	中級パソコン講座(エクセル関数B) (チラシは今月号に同封)	サンセルコビル
		26(土)	〃	〃	〃	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。